

災害支援ナース登録のご案内

災害支援ナースとは

災害が発生した際、被災地への派遣は災害支援ネットワークシステム（日本看護協会と都道府県看護協会での災害時相互連携システム）に基づき、会員登録のある看護協会に災害支援ナースとして登録の上、看護職能団体の一員として被災地に派遣される看護職。

災害支援ナースの役割

災害支援ナースは被災者が健康レベルを維持できるように適切な医療・看護を提供する。また被災した看護職の心身の負担を軽減し、支えるよう努める。

災害支援ナースの身分保障

- ・本会は、災害支援活動中（出発地と被災地との移動を含む）の事故等に対応するため、天災担保特約付き国内旅行傷害保険に加入する。
なお、上記保険対象範囲は、派遣中の本人傷害であり、相手等に対する傷害に関しては対象外である。災害看護支援活動も補償の対象に含まれる「看護職賠償責任保険制度」に加入していることが望ましい。
- ・活動にかかわる交通費・宿泊費及び日当を日本看護協会が実費支給する。
- ・その他の経費については岐阜県看護協会の基準により支給。

災害支援ナースの登録について

《登録の条件》

- 1) 岐阜県看護協会会員で、臨床経験5年以上の看護職。
- 2) 災害支援ナース育成研修（実務編）を終了していること。
- 3) 勤務されている方は、看護職代表者（所属長）の承諾を得ていること。（様式1）

《新規登録方法》

- 1) 災害支援ナース登録申請書（様式2）に記入し、承諾書（様式1）、個人情報の取り扱いについて（様式3）、顔写真（2.5cm×2.5cm）1枚（裏に氏名を記入）を同封のうえ、岐阜県看護協会災害支援ナース担当まで郵送のこと。
- 2) 申請書提出後、災害支援ナース登録証を所属施設へ送付。

《登録後の更新について》

- 1) 登録期間は3年間とし、3年毎に更新（年度更新）。
- 2) 任期満了年度に、該当者に岐阜県看護協会より案内を送付。
※所属施設や住所・氏名等が変更になった場合は、岐阜県看護協会に連絡の上、変更届を提出のこと。

《登録中止について》

諸事情により登録の取りやめを希望する場合は、速やかに岐阜県看護協会災害支援ナース担当者まで連絡のうえ、災害支援ナース登録（変更・中止）（様式4）を提出すること。